

「第2期復興・創生期間」以降の東日本大震災からの復興の基本方針の見直しに向けた主な課題等（案） 資料1-1

- 「第2期復興・創生期間」の後の次の5年間（令和8年度～12年度）に向けて、東日本大震災からの復興について、現時点における基本姿勢や各分野の取組、復興を支える仕組み、組織の在り方のほか、検討すべき主な課題を明らかにするもの
- 本決定に掲げられた課題について、まずは次の5年間で何としても解決していくという強い決意の下で、総力を挙げて取り組む
- 次の5年間の初年度（令和8年度）の予算編成に反映させるため、さらに具体化を進め、令和7年夏までに基本方針を見直す

各分野の主な取組、課題等

1. 原子力災害被災地域

- 地域によって復興の段階が様々。それぞれの地域の実情や特殊性を踏まえながら、施策を具体化
- **事故収束（廃炉・汚染水・処理水対策）**
 - ・燃料デブリの試験的取出しにより得られた知見を活かした取出し量拡大のための工法の具体化・研究開発、長期的取組への体制構築
 - **環境再生に向けた取組**
 - ・2045年までの県外最終処分に向け、新たに設置された閣僚会議の下で除去土壌の再生利用先の創出等を具体化し、国が責任をもって取り組む
 - **帰還・移住等の促進、生活再建等**
 - ・特定帰還居住区域における除染やインフラ整備等の取組を推進
 - ・帰還困難区域における森林整備をはじめとする活動の再開等を検討
 - **福島国際研究教育機構（F-REI）の取組の推進**
 - ・理事長のリーダーシップの下で質の高い研究開発を推進
 - ・内外の優秀な研究者を迎えるための生活環境整備
 - **福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積等、事業者再建**
 - ・地域の雇用創出・拡大や、経済効果が見込める企業への支援
 - ・衛星・宇宙関連の将来の産業化等に向け、スタートアップ企業等を支援
 - **農林漁業者の再建**
 - ・市町村が定める地域農業の将来の在り方についての計画など、地域の実情を踏まえた営農再開の推進
 - ・帰還困難区域も含めた森林作業のガイドライン策定等
 - ・計画的な水揚げ回復や養殖生産の取組、担い手確保、スマート水産業の推進
 - **風評払拭・リスクコミュニケーションの推進**
 - ・食品等の規制に関する対応のほか、農林水産物の流通段階での産地競争力強化などの取組を効果的に推進

2. 地震・津波被災地域

- **ハード整備や住まいの再建**はほぼ完了、**産業や生業**に関する取組も進展し成果
 - ・これらに関しては、第2期復興・創生期間の終了までの間にこれまで培ってきたノウハウの被災地方公共団体等への継承や政府全体の施策との連携を促進
- **心のケアや被災した子どもに対する支援**等は中長期的取組が必要
 - ・これらの課題については、政府全体の施策の活用を図るとともに、ソフトランディングのため真に必要な範囲で第2期復興・創生期間の後も復興施策による対応も検討

3. 教訓・記憶の後世への継承

- ・第2期復興・創生期間以降においても、各種機会をとらえて、正確な情報を随時わかりやすく発信
- ・国、地方公共団体、民間がそれぞれの役割を果たしながら連携
- ・福島県に設置する国営追悼・祈念施設の整備

復興を支える仕組み等

- **財源等**
 - ・次の5年間は本決定に掲げられた課題を解決していく極めて重要な期間であり、今の5年間以上に力強く復興施策を推進していくための財源を確保する。
 - ・令和8年度から5年間の事業規模は1兆円台後半の見込み。
 - ・この中で、福島県については、次の5年間の全体の事業規模が今の5年間に十分に超えるものと見込まれる。
- **自治体支援**
 - ・必要な人材確保策に係る支援、引き続き実施される復旧・復興事業について震災復興特別交付税による支援を継続
- **組織**
 - ・令和7年夏までに所要の検討
- **その他**
 - ・基本方針は、次の期間の開始から3年後を目途に必要な見直し